

文部省権限の縮小を

文部省による地方教育行政の再編成は、すでに各種の規制緩和から始まっています。たとえば、通学区の規制緩和では1997年に「通学区域の弾力的運用について」を出しています。さらに、保護者と地域住民の意向を学区の設定に反映させていこうとしています。東京都大田区では、小中学校の新入生の1割にあたる約千人が区域外通学となっています。また、校舎の空き教室の転用についても、報告だけで済むような手続きの簡素化を行っています。

このように、文部省は国の関与を縮小する方向を打ち出していますが、その一方では、国の組織や権限を強化・拡大していこうとしています。日の丸・君が代の強制の強化が、その象徴といえます。

また、文部省の監督庁としての権限を定めた学校教育法106条から「当分の間」を削除しようとしています。これは学校の設置基準、校長・教員の資格、教科に関することなど、学校教育の基本的事項の監督責任者を文部大臣とす

るという制度の恒久化をはかるものです。重要事項以外の初等中等教育の運営は、都道府県が中心となって担っていく意図があるように見受けられます。このように、文部省のすすめている地方教育行政の再編成は、地方分権の流れに逆行するものだといえます。

国家が持っていた権限を都道府県教育委員会に分け与えるという次元では、市民自治に立った教育を実現することはできません。

欧米や韓国などでは教育の分権化がすすめられている中で、日本は相変わらず中央集権的な教育行政から脱却できないでいます。すでに、スウェーデンでは中央教育行政機関を縮小して、地方分権を実現しています。

行政機関である文部省が、教育委員会制度の中立性と継続性を評価するのであれば、国においても文部省を解体して、たとえば、中央教育委員会に再編成すべきです。地方分権の立場から、中央教育行政のスリム化に向けた抜本的な見直しこそ急務です。

●スウェーデンの改革

スウェーデンでは1991年に中央教育行政機関であった学校庁とそのもとで自治体への補助金を配分していた全国24県の教育局を廃止し、規模と権限を縮小した文部省学校局が生まれました。

従来5部局であったものを教育計画と監督評価の2部門に削減し、約700人の官僚が解雇されました。学校運営は自治体に任せられ、補助金も一括して支出されるようになっていきます。

